

広島県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年四月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉舎油木線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
神石郡神石高原町大字安田字上河内谷小丸田 一五八番一地从先から 神石郡神石高原町大字安田字上河内谷小丸田 一五九番一地从先一般国道一八二号交点まで	新	九・六〇 二五・〇〇	四七・六〇	ル上変更 不用物件 延長四〇・四 メートル
神石郡神石高原町大字安田字上河内谷小丸田 一五八番一地从先から 神石郡神石高原町大字安田字上河内谷小丸田 一六〇番一地从先一般国道一八二号交点まで	旧	七・五〇 一八・〇〇	七七・〇〇	